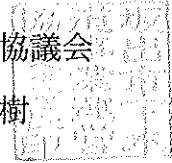


令和6年1月25日

坂出市長 有福 哲二 様

坂出市下水道事業運営協議会  
会長 矢野 基 樹



### 坂出市下水道使用料に関する意見書

下水道は、市民の衛生的で快適な生活環境の確保、雨水排除による浸水の防除及び公共用水域の水質の保全に寄与する、公共性、公益性の高い重要なライフラインであります。

坂出市の公共下水道事業は、丸亀市、宇多津町及び綾川町との2市2町を1つの処理区とする中讃流域下水道の大東川処理区となっており、現在も汚水管渠の整備による未普及対策を進めています。また、下水道事業会計については、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等を図るため、令和2年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計による事業運営を行っています。

一方、公営企業会計は独立採算を原則とするところ、下水道事業会計は一般会計からの繰入金により収支の均衡を保っている状況にあり、さらに、今後は既存施設の維持管理や更新に多額の費用を要することが見込まれるほか、本格的な人口減少社会の到来により、長期的には下水道使用料収入は減少傾向となることが予想されます。

坂出市下水道事業運営協議会では、こうした現状に鑑み、令和5年8月から4回の会議を開催し、将来世代に過大な負担を残すことのないよう、坂出市における適正な下水道使用料について、様々な視点から慎重に議論を行ってきました。

本意見書は、これまでの議論の結果をとりまとめたものであります。

## 1. 坂出市下水道事業の現状

### (1) 経費回収率

下水道事業の経費負担は、原則として、雨水処理に要する費用は公費で、汚水処理に要する経費は私費で負担することとされているところ、坂出市においては、汚水処理費を下水道使用料でどの程度賄えているかを示す経費回収率は、令和4年度決算で98.41%となっている。

現状では汚水処理費を下水道使用料で概ね賄えており、下水道処理区域内人口等が坂出市と類似する類似団体の平均値を上回ってはいるが、下水道の経営は汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則であり、今後、さらなる収支の改善が求められる。

### (2) 一般会計からの繰入金

公営企業会計は独立採算を原則とするが、下水道事業会計においては、この例外として、国が定める基準及び地方公共団体の政策的判断により、一般会計からの繰り入れが行われている。

坂出市下水道事業会計においては、令和4年度決算で、国が定める基準による基準内繰入金が約2億7,100万円、国の基準によらず坂出市の政策的判断により財源不足を補填するための基準外繰入金が約1億1,300万円、合計で約3億8,400万円が一般会計から繰り入れられているが、下水道整備の進捗に伴う使用料収入の増加や企業債償還金の減少等により、令和5年度以降、繰入金額は年々減少する見通しとなっていた。

しかしながら、昨今の電気料金をはじめとする物価の上昇に伴い、汚水処理費に相当する中讃流域下水道（大東川処理区）維持管理負担金が、令和5年度より約6,000万円増額となる見込みとなったため、財源不足を補うための一般会計繰入金についても、少なくとも今後数年間は大幅に増額せざるを得ない状況である。

### (3) 下水道使用料

坂出市の下水道使用料は、基本料金と、使用水量に応じて変動する従量料金とで構成される2部料金制となっているが、平成18年4月以来、長年にわたり経営状況や社会経済情勢等を踏まえた改定がなされていない。

その結果、多額の一般会計繰入金を要する状況が続いており、下水道事業を実施している県内6市（高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市）と比較しても、全体的に低い使用料となっている。特に、301m<sup>3</sup>以上（1月当たりの使用水量）の従量料金は、県内7市で最も低い金額である。

## 2. 下水道使用料の改定について

### (1) 改定の必要性

今後、一般会計繰入金の大幅な増額が見込まれることや、長年にわたり改定されておらず、県内7市でも低い水準の下水道使用料等を考慮すると、受益者負担の適正化と市民負担の公平性の観点から、また、将来世代に過大な負担を残さないよう、なるべく早い時期に下水道使用料を改定する必要があるものとする。

### (2) 使用料改定の算定期間

下水道使用料は日常生活に密着した公共料金であるため、頻繁に改定することは望ましくない一方、あまりに長期にわたる算定期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。

また、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うよう国から求められていること等を踏まえると、算定期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とすることが適当である。

### (3) 使用料改定の考え方

- ① 中讃流域下水道（大東川処理区）維持管理負担金の増額分（約6,000万円）を一度に使用料に転嫁することは、急激な使用料の引き上げを招き、市民生活や企業活動に重大な影響を与える可能性が高い。また、下水道使用料に対する負担感の増大は、現在も下水道整備を進めている坂出市においては、水洗化率の向上に対する阻害要因にもなり得る。

以上の点を踏まえつつ、一般会計からの繰入金額を抑制するため総合的に判断した結果、使用料の改定については、令和10年度における繰入金見込額を約3億7,400万円（維持管理負担金が増額される前の令和5年度繰入金見込額）に抑えられるよう、引き上げ後の増収額を年間1,800万円程度に設定することが妥当である。

- ② 市民や事業者の下水道使用料に対する負担感は、近隣他市との比較と密接に関連することに鑑み、県内6市の平均額をやや上回る基本料金及び従量料金（31～50 $\text{m}^3$ ）については、引き上げを見送るべきと判断する。

なお、当該料金を引き下げた場合は、その減収分を補うため、他の従量料金の引き上げ額を増額しなければならなくなるため、当該料金については据え置きとすることが妥当である。

### (4) 使用料の改定額

本協議会は、(3) 使用料改定の考え方に基づき様々な試算を試みた結果、下水道使用料の改定について、次の結論に達した。

- ① 他の自治体における使用料体系等を踏まえ、31 $\text{m}^3$ 以上の水量区分を細分化するととともに、県内6市の平均額をやや上回る基本料金及び従量料金（31～50 $\text{m}^3$ ）は、据え置きとする。

- ② 従量料金の引き上げ額は、改定後の料金が県内6市の平均額を上回らない範囲内とする。

【下水道使用料体系】（1か月・税抜）

	水 量	現 行	改定後	引き上げ額
基本料金	～10 m <sup>3</sup>	1 2 0 0 円	1 2 0 0 円	0 円
従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	11～20 m <sup>3</sup>	1 4 0 円	<u>1 4 5 円</u>	<u>5 円</u>
	21～30 m <sup>3</sup>	1 6 0 円	<u>1 6 5 円</u>	<u>5 円</u>
	31～50 m <sup>3</sup>	1 9 0 円	1 9 0 円	0 円
	51～100 m <sup>3</sup>		<u>1 9 5 円</u>	<u>5 円</u>
	101～1000 m <sup>3</sup>		<u>2 0 5 円</u>	<u>1 5 円</u>
	1001 m <sup>3</sup> ～		<u>2 1 0 円</u>	<u>2 0 円</u>

(5) 使用料改定の時期

将来世代に過大な負担を残さないよう、早期に下水道事業の経営の健全化及び受益者負担の適正化を図るため、令和6年度中に改定すべきものと判断するが、下水道使用者に対する周知期間等を十分に確保するため、市議会での議決を得た後、使用料改定の実施までに3か月以上の期間を設けることが適当である。

### 3. 付帯意見

- (1) 使用料改定の実施にあたっては、その趣旨や必要性、改定内容を市民や事業者  
に十分に理解していただけるよう、効果的な周知に努められたい。
- (2) 今後も未接続者に対して下水道への接続を促し、水洗化率の向上を図るととも  
に、計画的かつ効率的な事業推進に努め、下水道事業の経営の健全化を推進され  
たい。
- (3) 中讃流域下水道（大東川処理区）維持管理負担金に関し、当該流域下水道に係  
る施設の更新及び維持管理を行っている香川県並びに大東川処理区域内の市町  
と協議を行い、経費の最小化に努められたい。
- (4) 下水道は日常生活に欠かせない重要なライフラインである一方、下水道に関す  
る施設は地下構造物が多く、市民の下水道に対する意識が必ずしも高くはない現  
状に鑑み、その役割や重要性等について、今後より一層、積極的な情報発信に努  
められたい。
- (5) 今回の使用料改定の算定期間を5年間としていることを踏まえ、人口動態や物  
価変動等の社会経済情勢を注視しつつ、概ね5年間を基本として、今後において  
も定期的に下水道使用料の見直しを検討されたい。

## 坂出市下水道事業運営協議会 委員名簿

	氏 名	所属・職名等
会 長	矢野 基樹	公認会計士 【総務省 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（公営企業関係、地方公会計の整備関係）登録アドバイザー】
副会長	三谷 朋幹	坂出商工会議所 会頭
委 員	小坂 雅洋	坂出市連合自治会 会計監事
委 員	松浦 佳子	坂出市婦人団体連絡協議会 会長
委 員	瀬戸 裕介	公益社団法人坂出青年会議所 理事長
委 員	谷本 秀子	行政相談委員

## 審 議 経 過

	開 催 日	主な内容
第1回	令和5年8月24日(木)	坂出市下水道事業の概要について
第2回	令和5年9月25日(月)	下水道使用料の改定について
第3回	令和5年11月6日(月)	下水道使用料改定（案）の検討
第4回	令和6年1月15日(月)	意見書（案）について